

【 通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 通所リハビリテーション

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)

R4/10/1改訂

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費 (介護保険1割負担分)	1日	733	872	1,006	1,166	1,323	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700					昼食・おやつ含む
1日あたりの基本料金		1,433	1,572	1,706	1,866	2,023	施設サービス費+食費

■1ヶ月4日間(週1回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は1割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	5,734	6,287	6,825	7,465	8,093	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担1割の場合

■1ヶ月8日間(週2回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は1割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	11,467	12,575	13,649	14,930	16,186	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担1割の場合

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は1割負担分/単位:円)

リハビリ提供体制加算	1回	25		理学療法士が適切に配置され計画書に基づきリハビリを提供している
リハビリマネジメント加算Aイ	1月	575	246	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
リハビリマネジメント加算Aロ	1月	609	281	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
科学的介護推進体制加算	1月	41		科学的介護の取組を推進したことへの評価
サービス提供体制強化加算I	1日	23		介護福祉士の占める割合が基準を占めていること
入浴介助加算	1日	41	61	施設で入浴を希望される方 個別の入浴計画を作成した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1回	114		退院(所)又は認定日から3月以内の方にリハビリを集中的に実施した場合
栄養アセスメント加算	1月	52		管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合
口腔機能向上加算	1回	154	164	口腔機能が低下している利用者への口腔指導・訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	62		若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合
重度療養管理加算	1日	103		要介護度3以上の該当者の方
認知症短期集中リハビリ加算	1日	248		退院(所)又は認定日から3月以内の認知症の方へリハビリを実施した場合
生活行為向上リハビリ実施加算	1月	1,284		生活行為の充実を目標にリハビリをした場合
介護職員特定処遇改善加算(I)	所定単位数×20/1000(1月につき)			厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数×47/1000(1月につき)			厚生労働大臣基準の全てに適合

【 予防通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 予防通所リハビリテーション

■基本的な料金(1月あたり/単位:円)

		要支援1	要支援2	摘要
施設サービス費 (介護保険1割負担分)	1月	2,121	4,131	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700		昼食・おやつ含む

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は1割負担分/単位:円)

運動機能向上加算	1月	232		運動機能の向上を目的としリハビリを行われる方
サービス提供体制強化加算I	1月	91		介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援1)
	1月	181		介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援2)
栄養アセスメント加算	1月	52		管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合
生活行為向上リハビリ加算	1月	577		生活行為の充実を目標にリハビリをした場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	248		若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合
介護職員特定処遇改善加算(I)	所定単位数×20/1000(1月につき)			厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数×47/1000(1月につき)			厚生労働大臣基準の全てに適合

【 通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 通所リハビリテーション

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)

R4/10/1改訂

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費 (介護保険2割負担分)	1日	1,467	1,744	2,012	2,333	2,647	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700					昼食・おやつ含む
1日あたりの基本料金		2,167	2,444	2,712	3,033	3,347	施設サービス費+食費

■1ヶ月4日間(週1回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は2割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	8,667	9,775	10,849	12,130	13,386	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担2割の場合

■1ヶ月8日間(週2回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は2割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	17,335	19,550	21,698	24,260	26,772	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担2割の場合

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は2割負担分/単位:円)

リハビリ提供体制加算	1回	50	理学療法士が適切に配置され計画書に基づくリハビリを提供している	
リハビリマネジメント加算Aイ	1月	1,150	493	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
リハビリマネジメント加算Aロ	1月	1,218	561	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
科学的介護推進体制加算	1月	82	科学的介護の取組を推進したことへの評価	
サービス提供体制強化加算I	1日	45	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること	
入浴介助加算	1日	82	123	施設で入浴を希望される方 個別の入浴計画を作成した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1回	227	退院(所)又は認定日から3月以内の方にリハビリを集中的に実施した場合	
栄養アセスメント加算	1月	103	管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合	
口腔機能向上加算	1回	309	328	口腔機能が低下している利用者への口腔指導・訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	124	若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合	
重度療養管理加算	1日	207	要介護度3以上の該当者の方	
認知症短期集中リハビリ加算	1日	496	退院(所)又は認定日から3月以内の認知症の方へリハビリを実施した場合	
生活行為向上リハビリ実施加算	1月	2,568	生活行為の充実を目標にリハビリをした場合	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×47/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	

【 予防通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 予防通所リハビリテーション

■基本的な料金(1月あたり/単位:円)

		要支援1	要支援2	摘要
施設サービス費 (介護保険2割負担分)	1月	4,241	8,262	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700		昼食・おやつ含む

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は2割負担分/単位:円)

運動機能向上加算	1月	465	運動機能の向上を目的としリハビリを行われる方	
サービス提供体制強化加算I	1月	181	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援1)	
	1月	362	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援2)	
栄養アセスメント加算	1月	103	管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合	
生活行為向上リハビリ加算	1月	1,154	生活行為の充実を目標にリハビリをした場合	
若年性認知症利用者受入加算	1日	496	若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×47/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	

【 通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 通所リハビリテーション

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)

R4/10/1改訂

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費 (介護保険3割負担分)	1日	2,200	2,616	3,018	3,499	3,970	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700					昼食・おやつ含む
1日あたりの基本料金		2,900	3,316	3,718	4,199	4,670	施設サービス費+食費

■1ヶ月4日間(週1回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は3割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	11,601	13,262	14,874	16,795	18,679	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担3割の場合

■1ヶ月8日間(週2回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は3割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	23,202	26,524	29,747	33,590	37,359	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担3割の場合

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は3割負担分/単位:円)

リハビリ提供体制加算	1回	74	理学療法士が適切に配置され計画書に基づくリハビリを提供している	
リハビリマネジメント加算Aイ	1月	1,725	739	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
リハビリマネジメント加算Aロ	1月	1,827	841	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
科学的介護推進体制加算	1月	123	科学的介護の取組を推進したことへの評価	
サービス提供体制強化加算I	1日	68	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること	
入浴介助加算	1日	123	185	施設で入浴を希望される方 個別の入浴計画を作成した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1回	341	退院(所)又は認定日から3月以内の方にリハビリを集中的に実施した場合	
栄養アセスメント加算	1月	154	管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合	
口腔機能向上加算	1回	462	493	口腔機能が低下している利用者への口腔指導・訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	186	若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合	
重度療養管理加算	1日	310	要介護度3以上の該当者の方	
認知症短期集中リハビリ加算	1日	744	退院(所)又は認定日から3月以内の認知症の方へリハビリを実施した場合	
生活行為向上リハビリ実施加算	1月	3,851	生活行為の充実を目標にリハビリをした場合	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×47/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	

【 予防通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 予防通所リハビリテーション

■基本的な料金(1月あたり/単位:円)

		要支援1	要支援2	摘要
施設サービス費 (介護保険3割負担分)	1月	6,362	12,393	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700		昼食・おやつ含む

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は3割負担分/単位:円)

運動機能向上加算	1月	697	運動機能の向上を目的としリハビリを行われる方	
サービス提供体制強化加算I	1月	271	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援1)	
	1月	542	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援2)	
栄養アセスメント加算	1月	154	管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合	
生活行為向上リハビリ加算	1月	1,732	生活行為の充実を目標にリハビリをした場合	
若年性認知症利用者受入加算	1日	744	若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×47/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	